



台東区長期総合計画

1 基本構想



2 長期総合計画



3 行政計画

世界に輝く
ひとまち
たいとう



2023

令和5年3月



台東区

2028

台東区民憲章

あしたへ



江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちのまち台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくで人情あふれる暮らしが、今もあちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、伸びゆく住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものを うけつぎ こころゆたかな まちにします

おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします

おもいやり ささえあい あたたかな まちにします

みどりを いつくしみ さわやかな まちにします

いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします

(平成18年12月14日 告示 第688号)





「世界に輝く ひと まち たいとう」の実現を目指して

本区では、平成31年3月に策定した「台東区長期総合計画」に基づき、基本構想に掲げる将来像である「世界に輝く ひと まち たいとう」の実現に向けて、区民や地域の団体、事業者などと連携を図りながら各分野の施策を着実に推進してきました。

しかし、令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、人々の生活や事業者の活動は甚大な影響を受け、それまでの日常が一変しました。また、少子高齢化の更なる進行や孤独・孤立問題の顕在化といった社会的な課題も一層深刻さを増しています。一方で、デジタル技術の急速な進展や脱炭素化に向けた動きの加速化など、社会の変革が加速し、人々の行動や意識も変化しています。

こうした社会経済状況の変化に的確に対応しながら、本区がこの先も大きく飛躍し、将来の長きにわたり魅力あるまちであり続けられるよう、このたび長期総合計画の一部修正を実施しました。

計画の一部修正にあたっては、区民・来訪者アンケートやパブリックコメントなどでいただいた貴重なご意見のほか、学識経験者等の方々で構成する「台東区長期総合計画一部修正有識者意見聴取会」のご意見を踏まえております。

本区は、今まさに大きな転換点に立っています。未曾有の危機を乗り越え、誰もが希望と活力にあふれ、いきいきと活躍するまちの実現に向け、区民の皆様をはじめ、関係各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和5年3月

台東区長 服部 征夫

■台東区基本構想	1
■第1章 長期総合計画の基本的考え方	
① 計画一部修正の目的	12
② 計画の性格	12
③ 計画の期間	12
④ 計画の構成	13
⑤ 計画の推進にあたって	14
⑥ 計画の背景	15
⑦ SDGs の理念を踏まえた区政の推進	23
⑧ 人口	28
⑨ 財政収支推計	34
■第2章 将来像の実現に向けて	
長期総合計画 施策体系図	39
計画内容の見方	41
基本目標1 あらゆる世代が生涯にわたって成長し輝くまちの実現	
【子育て分野】	
施策 ① 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援	44
施策 ② 多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの展開	46
施策 ③ 配慮を要する子供・若者や家庭への支援	48
施策 ④ 子供の育ちを地域で支える環境づくり	52
【教育分野】	
施策 ⑤ 就学前教育の推進	56
施策 ⑥ 未来を担う子供を育む教育の推進	58
施策 ⑦ 児童・生徒の状況に応じた支援の充実	62
施策 ⑧ 教育環境の整備と児童・生徒の居場所づくり	64
【生涯学習分野】	
施策 ⑨ 生涯学習環境の整備	70

施策 10	学習成果の活用促進	72
施策 11	スポーツができる場の充実	74
施策 12	誰もがスポーツに親しむ機会の提供	76

基本目標2 いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちの実現

【健康分野】

施策 13	地域での健康づくりの推進	80
施策 14	食育の推進	82
施策 15	生活習慣病の予防	84
施策 16	がん対策の推進	86
施策 17	こころの健康づくりと自殺予防対策	88
施策 18	安心できる地域医療体制の充実	90
施策 19	健康危機管理の推進	94
施策 20	生活衛生環境の確保	96

【福祉分野】

施策 21	包摂的に支え合う体制づくり	100
施策 22	高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進	102
施策 23	高齢者が安心して地域で暮らし続けられる環境づくり	104
施策 24	障害者の地域生活を支える環境づくり	106
施策 25	障害者の自立と社会参加の促進	108
施策 26	権利擁護の推進	110
施策 27	生活の安定・自立に向けた支援の充実	112

基本目標3 活力にあふれ多彩な魅力が輝くまちの実現

【文化分野】

施策 28	文化資源の保存・継承・活用	116
施策 29	文化を創造する人材の支援・育成	118
施策 30	文化情報の発信	120
施策 31	誰もが文化に親しむ環境づくり	122
施策 32	文化の力による産業と観光の振興	124

【産業分野】

施策 33	産業を支える人材の確保・育成	128
施策 34	企業の競争力強化と海外展開支援	130
施策 35	ものづくりを支える産業集積の維持・発展	132
施策 36	商店街振興による魅力ある地域づくりの推進	134

【観光分野】

施策 37	多彩な観光魅力の創出	138
施策 38	戦略的なプロモーションの展開	140
施策 39	誰もが安心して快適に観光できる環境の整備	144
施策 40	区民生活と調和する観光の推進	146

基本目標4 誰もが誇りや憧れを抱く安全安心で快適なまちの実現

【まちづくり分野】

施策 41	地域の特性を活かしたまちづくりの推進	150
施策 42	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	152
施策 43	多様なニーズに対応した良好な住環境の整備促進	154
施策 44	地域の特性を活かした景観の形成	156
施策 45	利用しやすい交通ネットワークの整備・充実	158

【防災防犯分野】

施策 46	防災まちづくりの推進	162
施策 47	家庭や地域における防災対策の推進	164
施策 48	避難者・帰宅困難者対策と生活復興対策	166
施策 49	地域防犯力の向上と安全安心な消費生活の確保	170

【環境分野】

施策 50	脱炭素社会の実現	174
施策 51	ごみの発生抑制の促進	176
施策 52	資源循環の促進	178
施策 53	花とみどりを活かした潤いのある環境づくり	180

施策 54 環境配慮行動の促進 182

多様な主体と連携した区政運営の推進

【平和と多様性の尊重】

施策 55 平和都市の推進 186

施策 56 人権の尊重 188

施策 57 多文化共生の推進 190

【パートナーシップの促進】

施策 58 協働の促進 194

施策 59 区政の透明性の向上と区民参画の促進 196

【国内外の都市・地域との連携】

施策 60 国内外の都市・地域との連携 200

【持続可能な行財政運営】

施策 61 効果的・効率的な行財政運営の推進 206

施策 62 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進 208

施策 63 いきいきと働ける環境づくり 210

施策 64 区有施設等の総合的・計画的な管理と活用 212

資料編

① 台東区長期総合計画一部修正有識者意見聴取会委員名簿 216

② 庁内検討組織 217

③ 台東区長期総合計画の修正経過 220

④ パブリックコメント実施結果 222

⑤ 施策の指標一覧 224

⑥ 注釈一覧 230

⑦ 主要な個別計画一覧 237

・本冊子内の年表記については原則和暦であるが、一部西暦との併記もある。
 ・文中で「※」を付している語句の注釈は、資料編の「⑥注釈一覧」に記載。



台東区 基本構想

(平成30年10月策定)

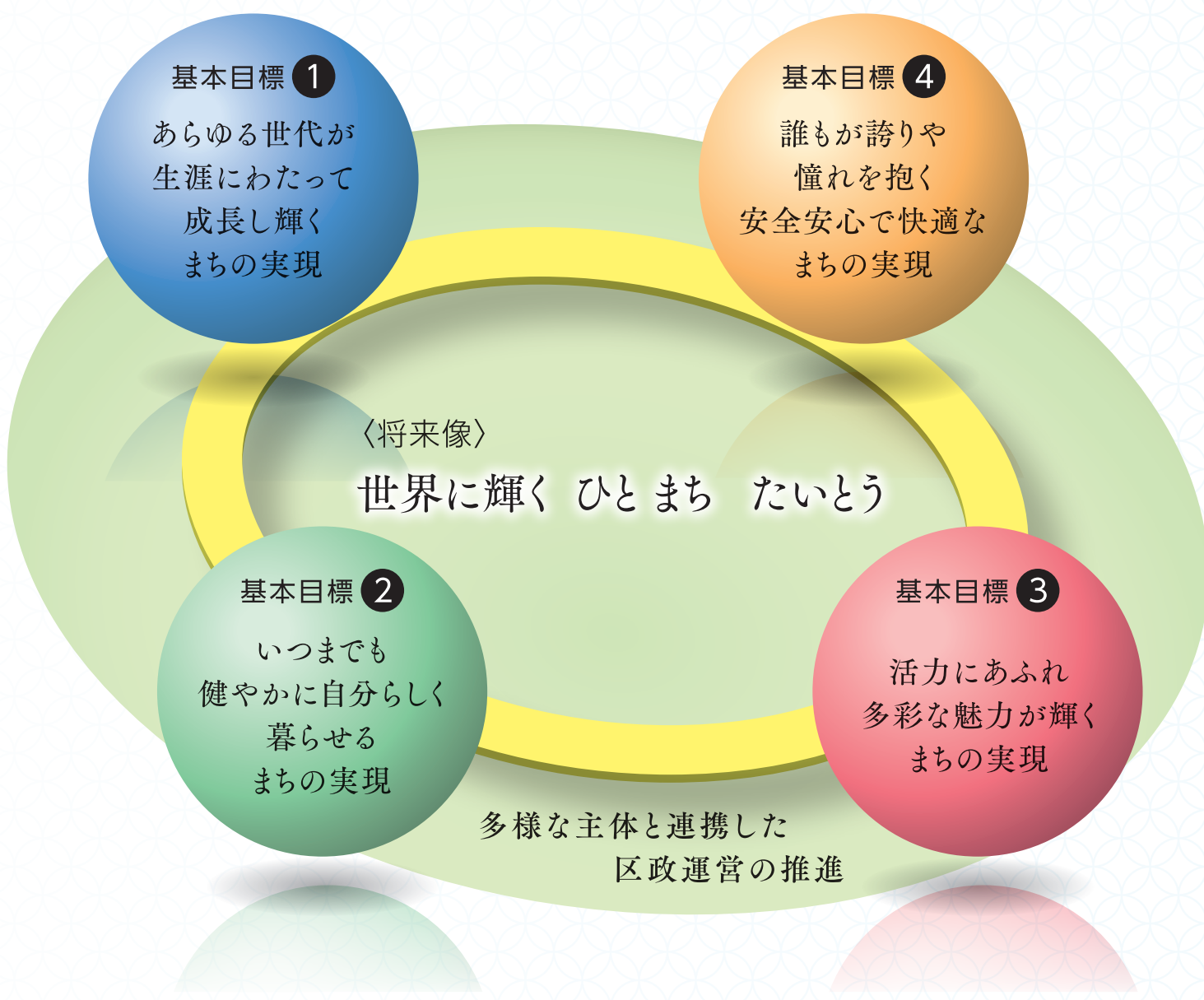




基本構想とは

基本構想とは、概ね20年後を展望して、台東区の将来像を描き、それを区民や地域で活動する団体などと一体となって実現するための、区政運営の最高指針となるものです。

基本構想は、概ね20年後を想定した区の目指す姿である「将来像」と将来像を実現するための目標である「基本目標」、区政運営の基盤となる考え方を示した「多様な主体と連携した区政運営の推進」で構成しています。



※「多様な主体と連携した区政運営の推進」を基盤として、4つの基本目標が相互に連携しながら、将来像の実現を目指すことをイメージしています。

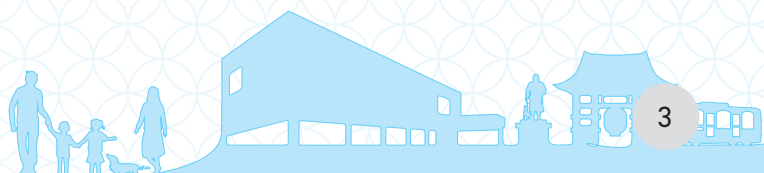
将来像

世界に輝く ひとまち たいとう

住む人、働く人、訪れる人、すべての人々は、安全安心で多様性が尊重された社会の中で、希望と活力にあふれ、いきいきと活躍しています。

長い間、積み重ねられてきた歴史や、まちに息づく多彩で粋な文化は、台東区を輝かせる光として、人々の誇りや憧れであり続けています。

台東区は、「ひと」も「まち」も輝くことで、世界中の人々を惹きつけ、ともに更なる活力と魅力を生み出す「世界に輝く ひとまち たいとう」の実現を目指します。





基本目標

基本目標 ①

あらゆる世代が生涯にわたって成長し 輝くまちの実現

子供は輝かしい未来への希望であり、子供達の健やかな成長は、人々の切なる願いです。台東区には、支え合いや助け合いという、古くから培ってきた地域の力があり、これまでも家庭や地域が一体となって子供の成長を支えてきました。台東区はこうした力を活かして、子供達が笑顔にあふれ、のびのびと育ち、地域全体でその成長を温かく見守るまちを実現します。

また、世界に飛躍し未来を創造する子供を育むため、まち全体を人が成長するための環境として捉え、豊かな文化や歴史、伝統などを活かした教育を推進しています。台東区は、こうしたかけがえのない財産を活かし、学校、家庭、地域の信頼と支え合いの中で、未来を担う子供達が、多様化・国際化する変化の激しい社会に対応し、創造性豊かに、たくましく生きる力を身に付けられる教育を推進します。

さらに、台東区には、数多くの文化施設や学術・教育機関などが集積し、人が生涯にわたって学ぶための環境が整っています。また、互いに学び、支え合い、高め合える地域社会を築くための土壌があります。台東区はこれらを最大限に活用して、学んだ成果を社会に活かし、生涯にわたって誰もが生きがいのある心豊かな生活を享受できるまちを実現します。

子供から高齢者まで、人は、いくつになっても、豊かな人間性を養い、心身ともに健やかに成長することができます。台東区は、家庭や学校、地域と一体となって、区民が成長していくための多様な機会を創出していきます。そして「あらゆる世代が生涯にわたって成長し輝くまち」を実現します。

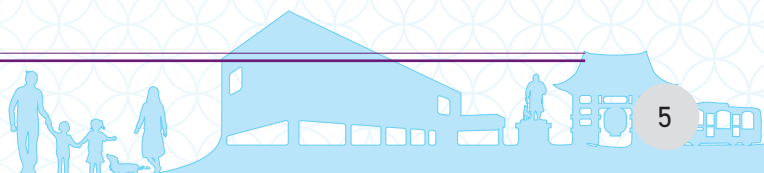
基本目標 ②

いつまでも健やかに
自分らしく暮らせるまちの実現

台東区は、地域組織力の強さを背景に、地域における自主的な健康づくりと支え合いを推進しています。健康であることは、いきいきとした豊かな生活を送る礎であり、人々の願いでもあります。台東区は、区民や地域と一体となって、生活の質の向上と健康寿命の延伸を目指し、誰もが安心して、健やかに過ごせるまちを実現します。

また、台東区には、困ったことがあれば皆で助け合う地域性が古くからあります。地域で互いに支え合い、つながりを大切にすることは、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けていくために必要不可欠なことです。台東区は、地域と連携して、区民一人ひとりの尊厳を守るとともに、誰もが社会の大切な一員として生きがいを持って活躍し、自分らしい生活を営める環境を創出していきます。

医療や福祉などの社会保障は、生活の豊かさの基礎をなすものです。また、「健康で長生きをしたい」という思いは、すべての人々が持つ願いです。台東区は、医療や介護が必要となった場合でも、区民が安心して生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉サービスを相互に連携させて、ニーズに応じた適切なサービスを提供していきます。そして、「いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまち」を実現します。



基本目標 3

活力にあふれ 多彩な魅力が輝くまちの実現

台東区は、名所や旧跡の数々を擁し、まちや日々の暮らしの中に、江戸の粋と人情、歴史と文化が息づいています。幾多の先人たちによって、今日まで築き上げられた、多彩で粋な文化は、区民の誇りであり、このまちを成長・発展させてきた力の源です。台東区は、文化の力を最大限に活かして、人々の心豊かな生活を実現し、まちの魅力と活力を向上させます。

また、古くから商工業の中心地の一つとして栄え発展してきた台東区に、今なお集積する多種多様な産業は、このまちの個性と魅力です。産業の振興は、まちに活力を生みだすとともに、区民生活の向上につながります。台東区は、企業の持続的な成長と、多種多様な産業の集積を一層向上させて区内産業の更なる振興を図ります。

さらに、豊富な地域資源、四季折々の行事などの多彩な魅力により、台東区には世界中から多くの人々が訪れています。観光は、地域の賑わいの創出や、地域経済の活性化に大きな役割を果たします。台東区は、世界に冠たる観光都市として、世界中の人々を惹きつけるとともに、区民との相互理解を促進させて、誰もが満足し、持続的に発展し続ける質の高い観光地を形成します。そして、観光の力を活かし、区民生活の更なる向上を図ります。

世界中から多様な人々が訪れる台東区では、長い歴史と伝統に裏打ちされた文化や産業が、新たな感性と出会うことで、新しい魅力が生まれ、まちの輝きが増しています。そして、その輝きがまちの繁栄を確固たるものとします。台東区は、文化と産業、そして観光の力を連動させて、その力を最大限に高め、輝かしい未来への創造につなげていくことで、「活力にあふれ多彩な魅力が輝くまち」を実現します。

基本目標 4

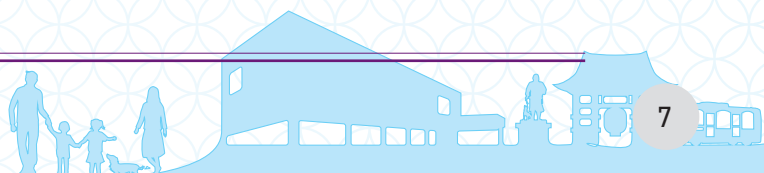
誰もが誇りや憧れを抱く
安全安心で快適なまちの実現

台東区には、今なお歴史を感じる街並みや、緑・水辺といった自然など、数多くの地域資源が存在し、時代の流れとともに、それぞれの地域が独自の輝きをもって成長してきました。台東区は、こうした地域ごとの特色を活かして、個性豊かな街並みや、まちの活力を創出していきます。

また、台東区には、豊かな人情と温もり、支え合いを基調とする地域性が今日まで引き継がれ、災害や犯罪に強いまちを築くための土壌があります。台東区は、こうした強みを活かしながら、地震・水害をはじめとする災害や犯罪の危険から、区民や来街者の生命と財産を守り、まちの安全安心を確保していきます。

さらに、隅田川や上野の山といった自然は、人々に安らぎや癒しを与えます。こうした自然を未来に引き継ぐとともに、環境負荷の少ない社会を構築していくことは、現代に生きる私たちの使命であります。台東区は、地球環境に優しい社会への転換を一層進め、区内の自然を次世代へ継承し、誰もが住みよい、快適で潤いのある都市環境を創出していきます。

住む人、働く人、訪れる人にとって魅力のある持続可能なまちにするためには、長い歴史の中で育んできた地域の資源を活かして、個性豊かな街並みやまちの活力を創出するとともに、誰もが安全安心で快適に過ごすことができる環境を整えていくことが必要です。台東区は「住みたい」、「働きたい」、「訪れたい」と思えるまちづくりに取り組み、「誰もが誇りや憧れを抱く安全安心で快適なまち」を実現します。





多様な主体と連携した区政運営の推進

「世界に輝く ひとまち たいとう」の実現を図っていくためには、4つの基本目標を着実に達成していく必要があります。

そのためには、平和で、多様な人々が活躍できる地域社会を築き上げ、区民や地域で活動する団体、国内外の都市や地域など多様な主体と協働・連携していくほか、持続可能な行財政運営に取り組んでいくことが重要です。

そこで、区政運営の基盤となる考え方を以下のとおり定め、将来像の実現に向けて取り組んでいきます。

平和と多様性の尊重

世界の恒久平和は人類共通の願いであり、平和は都市の繁栄と豊かさの礎となるものです。台東区は平和な社会を次の世代に確実に引き継いでいくために、恒久平和の実現に向けて取り組んでいきます。そして、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、すべての人々の人権が尊重され、いきいきと生活し、多様な人々が様々な場面で活躍できる地域社会を構築していきます。

パートナーシップの促進

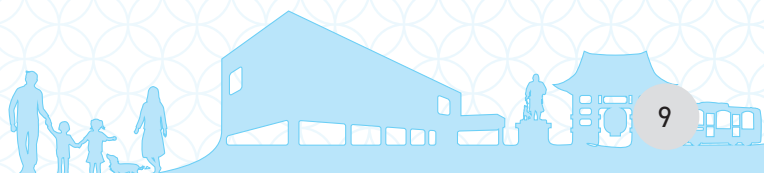
支え合いを基調とする地域性を活かして、区民や町会のほか、NPOや企業など、多様な主体間の協働や、それらと行政とのパートナーシップを確立し、地域の活性化や課題解決に取り組んでいきます。

国内外の都市・地域との連携

国や東京都をはじめ、他の自治体とも連携しながら、災害対策などの様々な課題に取り組んでいきます。また、将来にわたり、台東区が活力ある地域社会を維持し、更なる発展を遂げていくために、国内外の都市や地域との連携・交流を深め、互いの魅力を高め合いながら、共存・共栄を図っていきます。

持続可能な行財政運営

将来を見通した総合的な計画に基づき、社会経済状況の変化や、行財政制度の变革を見据えながら、区政を展開していきます。また、柔軟な組織運営や先端技術の活用のほか、教育、福祉、産業、まちづくりといった各分野の取り組みの連携などにより、効果的・効率的で、持続可能な行財政運営を推進していきます。



第1章

長期総合計画の 基本的考え方

- ① 計画一部修正の目的
- ② 計画の性格
- ③ 計画の期間
- ④ 計画の構成
- ⑤ 計画の推進にあたって
- ⑥ 計画の背景
- ⑦ SDGsの理念を踏まえた区政の推進
- ⑧ 人口
- ⑨ 財政収支推計



1 計画一部修正の目的

区では、基本構想に掲げる区の将来像である「世界に輝く ひと まち たいとう」を実現するため、平成31年3月、令和元年度から令和10年度までを計画期間とする長期総合計画を策定し、各分野の施策を着実に推進してきました。

しかしながら、令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、区民の生活や事業者の活動は甚大な影響を受けました。また、孤独・孤立問題などの顕在化や働き方改革、デジタル化の急速な進展など、本区を取り巻く社会経済状況も大きく変化しています。

基本構想に掲げる将来像を実現するためには、これらの社会経済状況の変化を的確に捉え、ポストコロナにおける施策及び取り組みを明らかにし、効果的・効率的に施策を展開していく必要があることから、長期総合計画の一部について修正を実施しました。

また、修正にあたっては、「令和元年度～2年度長期総合計画の検証結果」や「区民・来訪者アンケート」のほか、「事業見直し」、「事務事業評価」、「台東区民の意識調査」などの結果や、「有識者意見聴取会」の意見を踏まえました。

2 計画の性格

この計画は、基本構想に基づく区政運営の長期的指針であるとともに、区が抱える長期的な課題を明らかにし、区民と区がともに、基本構想に掲げる将来像である「世界に輝く ひと まち たいとう」を実現していくための、施策の方向と目標及びその手段を示したものです。

また、計画期間内に策定される行政計画やその他の個別計画の各事業などの基本となるものであり、同時に、台東区内において国・東京都・民間などが進める諸事業などについて、調整・誘導する際の基本的指針としての性格を持つものです。

なお、本計画は「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略としての内容を備えていることから、「台東区人口ビジョン・総合戦略」を包含するものとして位置付け、活力ある地域社会の維持・発展のために、地方とともに躍進する台東区の実現に向けた取り組みを展開していきます。

3 計画の期間

この計画は、令和5年度から令和10年度までの6か年を計画期間とします。

なお、計画の弾力的運営を図るため、社会経済状況の著しい変化があった場合や行財政制度の大幅な変更があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

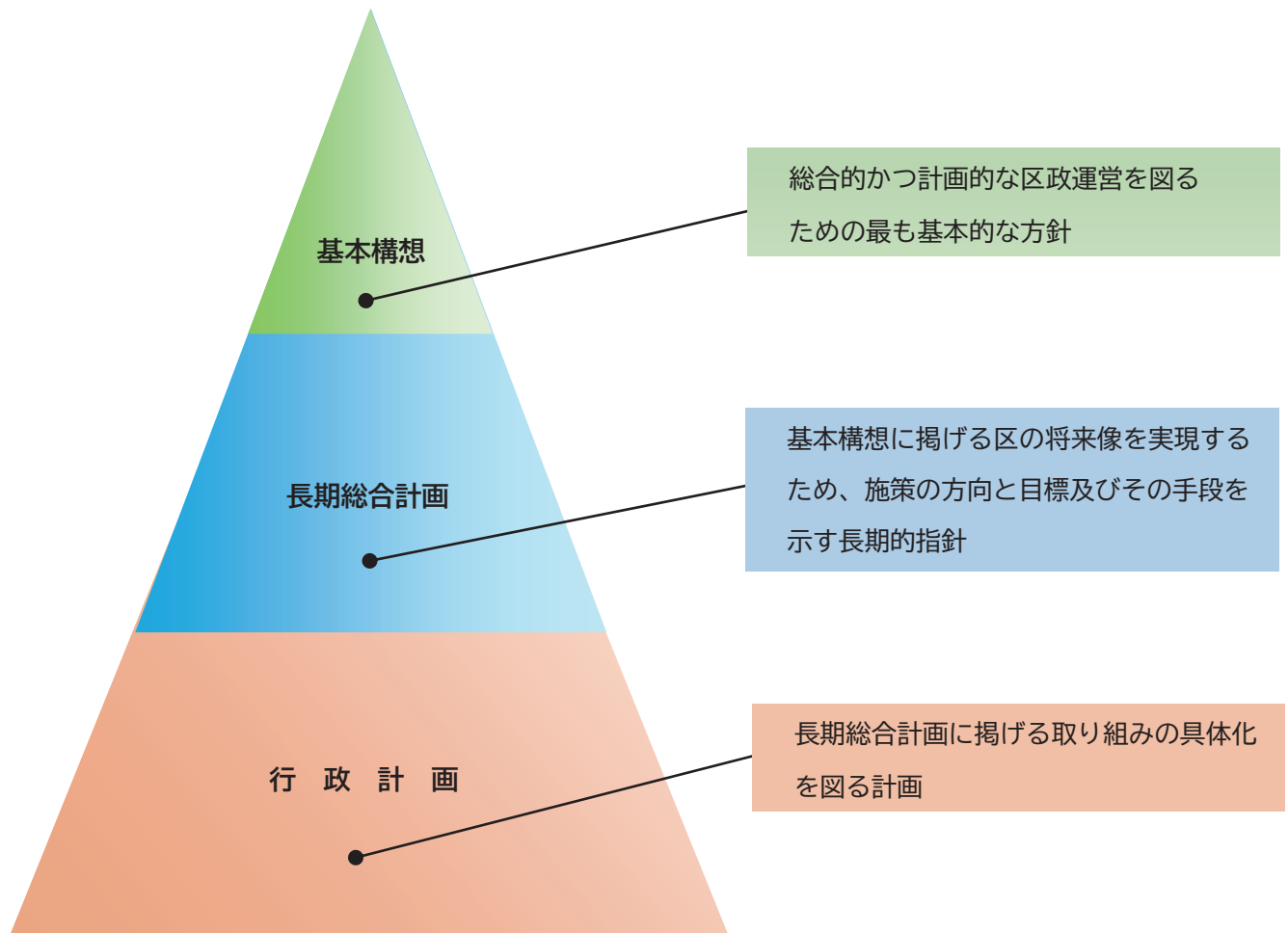


4 計画の構成

区として取り組むべき施策を、基本構想における基本目標に沿って 11 の分野に分け、各分野の施策ごとに、目指す姿、指標、現状と課題及び主な取り組みを示しています。また、区政運営の基盤となる考え方として「多様な主体と連携した区政運営の推進」についても施策を示しています。

長期総合計画においては、社会経済状況の変化に柔軟に対応できるよう、各施策における取り組み内容を広く包括的に捉えて、主な取り組みとして記載しています。

また、長期総合計画の計画期間中に行う、個別具体的な事業については、長期総合計画の実行計画である行政計画において、3 年間に行う計画事業の事業量を数値化し、取り組んでいきます。





5 計画の推進にあたって

区の将来像の実現に向けて、長期総合計画に掲げられた施策を着実に推進することが必要です。そこで、次のような考え方のもと、計画を推進していきます。

- 長期総合計画のもと、実行計画である行政計画と各分野の個別計画の連携を図りながら、基本構想の実現に向けて取り組んでいきます。区が実施する行政評価や「台東区民の意識調査」など、各種調査の結果を踏まえながら、限られた人的資源や財源を、効果的かつ効率的に配分して、計画の適正な進行管理に努めます。また、地方版総合戦略で進捗管理が求められる「数値目標」については長期総合計画の「施策の指標」で、「KPI（重要業績評価指標）」については行政計画の「計画事業量」で進捗状況を把握していきます。
- 多様化、複雑化する地域課題に対して、区民などと力を合わせながら、的確に対応していく必要があります。区政に関する情報について、区民などに積極的に提供し、共有を図り、より良い台東区の実現に向けて、区民、地域の団体、事業者など多様な主体と連携・協働しながら、計画に掲げるすべての施策を進めます。
- 将来像、基本目標の下に体系づけられたそれぞれの施策については、横断的な視点を持って他分野の施策との連携を十分図りながら、相乗的に効果を生み出すことができるよう取り組みを進めます。



6

計画の背景

(1) 少子高齢化、人口動向への対応

日本の総人口は、令和2年国勢調査によると1億2,614万人となっており、平成20年の1億2,808万人をピークに減少に転じています。また、令和4年の出生数は80万人を割り込み、国立社会保障・人口問題研究所が平成29年に公表した推計を上回るペースで減少している一方、老年人口（65歳以上）は今後も増加し続けることが見込まれており、少子高齢化が一層進行しています。

一方、台東区の人口は、平成7年以降一貫して増加しています。令和3年度に実施した「台東区の将来人口推計」では、令和37年に23万1,907人まで増加を続け、以降は遞減していくという推計結果が出ています。また、年少人口及び老年人口の比率では、令和3年はそれぞれ8.9%、22.5%であるのに対し、令和47年は8.9%、31.8%と老年人口の比率が10ポイント近く上昇すると見込まれています。

国は、これまで「少子化社会対策基本法」などに基づき、子供や若者に関する様々な施策を推進してきましたが、少子化に歯止めがかからない状況となっています。また、令和3年度の児童虐待相談対応件数やいじめの認知件数が過去最多となるなど、子供を取り巻く状況は深刻になっています。こうした状況の中、国は、子供に関する政策を社会の真ん中に据えて、健やかな成長を社会全体で後押しするため、令和5年4月に「こども基本法」を施行するとともに、「こども施策」を総合的に推進していくための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設します。

また、人口構造及び世帯構成が変化し、家族や地域のつながりも希薄化する中で、今後更なる増加が見込まれる独居高齢者を社会全体でどのようにして支えていくかも大きな課題となっています。さらに、コロナ禍を通じて、孤独・孤立や生活困窮の問題に直面する方々が世代にかかわらず存在することが浮き彫りとなりました。こうした中、国は子供や高齢者、障害者等すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的支援体制の整備等を促進しています。

東京都においては、子供をあらゆる場面において権利の主体として尊重することなどを規定した「東京都こども基本条例」を令和3年4月に施行するとともに、子供の目線からの政策を展開するため、令和4年4月に子供政策連携室を設置するなど、子供政策を総合的に推進していく体制整備を推進しています。

区においては、これまで待機児童対策をはじめとする子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの推進や医療・介護の連携などに取り組んできました。今後は、子育て支援はもとより、子供を次代を担う主体として尊重し、意見表明や社会参画の機会の充実を図っていく必要があります。また、8050問題^{*}や社会的孤立、ヤングケアラー^{*}等の複合的な課題に対応する支援の仕組みづくりなど、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らしていける環境づくりを一層推進していくことが求められています。

(2) 新型コロナウイルス感染症による生活や事業者への影響

令和元年末に報告された新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界中に広がり、日本国内においても「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言の発出や外出自粛要請、小中学校等における全国一斉の臨時休業など、人々の生活に甚大な影響を及ぼしました。さらに、飲食店などの営業自粛、イベントの相次ぐ中止などにより、社会経済活動も大幅な縮小を余儀なくされました。また、感染症の影響の長期化により、孤独・孤立や児童虐待、DV、貧困など、これまでの社会的な課題が深刻化・顕在化しています。

一方で、オンラインショッピングやテレワークなど暮らしにおけるデジタル化の進展や、地方移住への関心の高まりなど、新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、社会全体で行動や意識が変化しています。

そうした状況の中、区では、ウィズコロナの時代を生き抜くため、「区民の生命と健康を守り抜く」、「区民の生活や事業者をしっかり支える」、「社会変革を捉えた行政運営の推進と財政基盤の強化」、「まちの活力を取り戻し、持続的な発展につなげる」の4つの柱を掲げ、感染症対策をはじめ、区民生活や事業者への支援などに取り組んできました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた様々な変化を捉えながら、多様化する区民ニーズや複雑化する行政課題に迅速かつ的確に対応していくことが求められています。また、新興感染症^{*}の流行などの危機に直面しても、これまでの経験を活かし、適切に区政を運営していく必要があります。

(3) 東京オリンピック・パラリンピックレガシーの継承

東京2020大会は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行という未曾有の事態の中、オリンピック・パラリンピック競技大会史上初の延期を経ての開催となり、多くの会場で無観客での実施となりましたが、躍動するアスリートの姿は、見る者すべてに勇気と感動を与えました。また、東京は、夏季大会として史上初めて2度のパラリンピック競技大会を開催した都市となり、大会コンセプトの一つである「多様性と調和」を世界に発信するための様々な取り組みが行われました。さらに、安全安心な形での大会運営を担ったスタッフやボランティアの献身的な姿は、スポーツを支えることの素晴らしさを改めて世界中に発信しました。

加えて、東京2020大会を契機に日本各地の文化力の強みを活かした文化プログラムが全国展開され、社会をあげた文化芸術振興が図られました。競技会場所在都市以外でも様々な地域で文化イベントが開催され、日本文化の再認識や世界への発信につながりました。今後も、レガシーとして各地域の文化資源が次の世代に継承されるよう、多くのイベントが継続される予定です。

区においても、平成28年3月に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた台東区の取り組み方針」を策定し、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境整備や、障害者スポーツの普及促進、スポーツボランティアの育成などに取り組んできました。さらに、区内の文化・芸術にかかわる様々な取り組みをPRし、「歴史と文化のまち」台東区の文化の魅力を国内外に発信するため、平成29年10月に「たいとう文化発

信プログラム」を策定し、事業の展開に取り組んできました。今後も、これまでの取り組みの成果である有形・無形のレガシーを次の世代に確実に継承していく必要があります。

（４）観光立国の復活に向けた取り組み

観光の振興は、旅行業をはじめ宿泊業や飲食業を含めた幅広い産業に、経済面の波及効果と雇用の創出などを生み出し、地域の活性化に大きく寄与します。そのため、国は、観光を成長戦略の柱、地方創生の切り札と位置付け、訪日外国人旅行者数を令和 12 年に 6,000 万人とする目標などを掲げ、大胆な取り組みを進めてきました。その結果、令和元年には過去最高となる 3,188 万人を記録しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外国人の新規入国制限等の措置を講じたことから、令和 3 年は 25 万人まで激減しました。また、訪日外国人旅行消費額についても、令和元年は 4 兆 8,135 億円と過去最高を更新しましたが、令和 3 年は試算によると 1,208 億円となるなど、訪日外国人旅行者数の減少は地域経済にも甚大な影響を及ぼしています。

一方で、旅行需要の分散化やマイクロツーリズムの進展、自然・アクティビティに対する需要の高まりなど、新型コロナウイルス感染症は国内旅行市場に様々な変化をもたらしました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりデジタル化の要請がさらに高まる中で、オンラインツアーなど新たな旅行スタイルも登場するなど、観光分野においてもデジタル技術を活用した観光サービスの変革が進められています。

区においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が観光客数や観光消費額に与えた影響は非常に大きく、中でも令和 3 年に台東区を訪れた外国人観光客数は 7,000 人と推計され、感染拡大前の平成 30 年と比較して 99.9%減となっています。そのため、令和 4 年 3 月にこれまでの観光振興計画を見直し、区の観光を復活させるために真に必要な施策を戦略的に体系化した「台東区の観光復活に向けた方針」を策定しました。

台東区には、江戸の昔から続く名所旧跡や地域に根付く伝統行事など、多彩で粋な文化資源が数多く存在し、文化の力による観光の振興にも取り組んでいます。今後は、そうした取り組みを引き続き推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響によって変化した観光ニーズを的確に捉えながら、持続的発展につなげる施策を展開していくことが必要です。また、データに基づいた効果的な施策展開を進めるため、デジタル技術を活用することが求められています。

（５）経済の回復と産業の持続的発展

国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による戦後最悪の落ち込みから回復し、新たな成長経路に向かって動き出しています。一方、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻等によって、世界の金融市場は大きく動揺するとともに、国際社会の経済的分断への懸念が高まっています。また、少子高齢化や人口減少が本格化するわが国においては、そうした人口構造の変化が、産業活力の低下や消費市場の縮小などの深刻な影響を地域の経済状況にも及ぼすことが懸念されています。

このような状況において、国は令和 4 年 6 月に「経済財政運営と改革の基本方針 2022」

を閣議決定し、自律的な経済成長の実現には「人への投資」を拡大し、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠であるとしています。また、同年 10 月に閣議決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、未来に向けて日本経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくために、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とした総合的な対策を進めていくとしています。

区においては、事業所数・従業者数は減少傾向であるほか、コロナ禍で減少した売上が回復していない事業者もあるなど、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。区ではこれまで、地域産業の活性化に向けた技術開発や創業・起業への支援のほか、生産性向上に向けて働き方改革を進める企業への支援などを行ってきました。また、融資や助成金による資金繰り対策や経営相談、販路拡大、消費喚起など、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける区内事業者への支援についても、柔軟かつ迅速に取り組んできました。そのような中、令和 4 年 3 月には「台東区産業振興推進方針」を策定し、感染状況に応じた適切な施策展開を図っています。今後も、国内外の変化に的確に対応し、地域産業の持続的発展を図っていくことが求められています。

（6）暮らしの安全安心の充実

各地に甚大な被害をもたらした東日本大震災以降も、平成 28 年の熊本地震をはじめ、平成 30 年の大阪北部地震など、大規模な地震が頻発しています。今後発生が危惧されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を超える甚大な被害が想定されており、地震に備えた日頃からの取り組みが求められています。

加えて、近年は、台風や集中豪雨により短時間での河川増水や堤防が決壊することで甚大な被害が発生する事例が全国的に増えており、地震以外の自然災害に対する対策も必要となっています。

区ではこれまで、「台東区業務継続計画（震災編）」により、発災時における対応力強化を図るとともに、「台東区風水害対応方針」に基づき、大規模風水害時における庁内体制を整備してきました。

また、防災訓練などを通じて、区民一人ひとりの防災意識や地域の防災力を高めるとともに、過去の災害を踏まえた「台東区地域防災計画」の修正や、職員による訓練の実施などにより、災害対策本部機能の向上に取り組んできました。今後も、地震や水害などの災害に対する「自助」・「共助」・「公助」の連携をより一層強化していくことが求められています。

さらに、台東区内には木造住宅密集地域が存在しており、引き続き不燃化・耐震化に向けた取り組みが必要となっています。

一方、自然災害だけでなく、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症^{*}や結核、デング熱等の再興感染症^{*}、大規模な食中毒などの健康危機への対策も求められています。区では、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、健康危機管理対策を進めていますが、今後も、平常時から関係機関との連携や情報共有を図るとともに、「台東区業務継続計画」や対策マニュアルの適切な運用など、健康危機発生時の被害を最小限に食い止めるための対策を進める必要があります。

防犯面では、平成 14 年以降、全国的に刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、オレオレ詐欺や架空請求詐欺などの特殊詐欺の認知件数は、平成 22 年以降増加傾向にあり、高止まりしています。台東区内においても刑法犯認知件数は減少していますが、特殊詐欺認知件数は令和 3 年に大幅な増加となり、被害を防止するための対策が求められています。また、平成 29 年 10 月に「東京都台東区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」を施行し、特定の地区における客引きや勧誘行為を禁止するなど、安全安心な公共空間の創出に向けた取り組みを進めています。

今後も、区民、事業者などと連携し、多様化・複雑化する犯罪に適切に対処し、犯罪の起きにくい安全安心なまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

（7）環境問題への取り組み

地球温暖化の進行に伴い、気候変動や生物多様性の損失などが懸念されています。こうした地球規模の環境の危機を背景に、平成 27 年 9 月に開催された国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）^{*}を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

また、平成 27 年 11 月に行われた気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された、産業革命前からの世界平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えるなどの内容を含めた国際的なルールである「パリ協定」をはじめ、COP26^{*}における「グラスゴー気候合意^{*}」、COP27^{*}における「シャルム・エル・シェイク実施計画^{*}」により、世界が脱炭素社会の実現に向け大きく前進しています。

こうした状況の中、国は令和 2 年 10 月に、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。

また、令和 3 年 10 月に「地球温暖化対策計画」を改訂し、令和 12 年度（2030 年度）の中期目標として、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で 46% 削減するとしています。

さらに、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革、すなわち、GX（グリーントランスフォーメーション）^{*}を実行するべく、国は必要な施策を検討しています。

東京都では、令和 3 年 3 月に「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、令和 12 年（2030 年）までに都内の温室効果ガス排出量を平成 12 年比で 50% 削減することや、ゼロエミッションビル^{*}の拡大、ゼロエミッションビークル^{*}の普及促進などを掲げ、脱炭素化に向けた行動の加速化を図っています。

区においても、家庭や事業所に対する省エネルギーに関する普及啓発や再生可能エネルギーの導入支援に加え、令和 4 年 2 月に、令和 32 年（2050 年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言するとともに、環境基本条例の制定に向けた検討を行っています。また、循環型社会の実現に向けて、ごみの減量や資源循環の促進に関する取り組みを進めるとともに、自然との共生の推進に向けて、花やみどりの創出・保全などを図ってきました。

今後も、今ある環境資源を活かしながら、環境に負荷をかけない持続可能な社会を構築していくため、これまでの取り組みをより一層推進していくとともに、区民、事業者

それぞれが、環境への理解と関心を深め、主体的かつ自主的な環境行動に取り組んでいくことが求められています。

（８）多様な主体と連携・協働した地域づくり

わが国においては、核家族化や個人の価値観の多様化などを背景に、住民同士のつながりの希薄化が進む中、地域コミュニティの弱体化、地域の課題解決を担う人材の不足などの問題が顕在化しています。

多様化・複雑化する地域の課題に、行政だけで対応していくことは困難となっており、その解決を図るための大きな原動力として、地域住民、NPO、企業などの多様な主体が参画した、協働による地域づくりを一層推進していくことが求められています。

協働による地域づくりの基盤として、年齢や性別、国籍、障害の有無、被差別部落の出身、性自認、性的指向などにかかわらず、誰もが互いに尊重され、多様な人々が様々な場面で活躍できる地域社会を形成することも重要です。

台東区には、支え合いを基調とする地域性があり、町会活動をはじめ、日々の暮らしの中での支え合いが実践されています。しかしながら、近年では、高齢化による地域活動の担い手の減少やライフスタイルの多様化などにより、協働の土壌は弱まってきています。そのため、新たに区に関わる人々や団体との協働を進め、地域の支え合いを強化していくことが必要となっています。

また、台東区における外国人人口は令和4年4月1日現在1万3,783人で総人口の6.74%となり、特別区で5番目に高い割合です。区は、令和4年3月に策定した「台東区多文化共生推進プラン」に基づき、誰もが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生」の地域社会の実現に向けた取り組みを進めています。今後も、外国人と日本人が共に安心して生活できる環境の整備や多様性を尊重し、誰もが活躍できる地域づくりなどを進めていくことが必要です。

区では、地域活動・社会貢献活動に取り組む団体や企業、区民などの活動を支援しているほか、区と協働で取り組む事業を地域活動団体から募集するなど、多様な主体と連携した地域づくりを推進しています。今後も、様々な地域の課題に的確に対応できるよう、区と地域住民、NPO、企業など、多様な主体と連携して、協働を更に推進していくことが求められています。

（９）地方分権改革の進展への対応と地方創生の推進

平成12年の地方分権一括法の施行により、国と地方は対等・協力の関係となり、地方公共団体は、地域における行政を主体的かつ総合的に実施する役割を広く担うこととされました。これ以降、国の法令による義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大、基礎的自治体への権限移譲などが進められているほか、平成26年からは、地方分権改革推進委員会勧告に替わる新たな手法として、地方公共団体の発意に基づき改革を推進する「提案募集方式」が導入されるなど、地方分権改革が推進されています。

特別区と東京都との関係については、平成12年の都区制度改革により、特別区は基礎的な地方公共団体として位置付けられ、清掃事業をはじめとした区民生活に身近な事業が移管されるなど、特別区の権限と責任が拡大されました。その後も、事務配分や特

別区の区域のあり方、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討するため「都区のあり方検討委員会」が設置され、東京都との協議が行われてきました。しかしながら、東京都・特別区双方の主張に隔たりが大きく、現在は実質的な協議が行われていないことから、特別区は、事務配分の具体化などについて検討の再開を東京都に申し入れています。

少子高齢化やデジタル化の急速な進展など、社会経済情勢が大きく変化する中、区政に対するニーズは、今後も多様化・増加していくことが見込まれています。そうしたニーズに的確に対応していくためには、地方分権改革のもと、地域の自主性・自立性を高め、財源の確保、政策立案能力の向上による自治能力の強化を一層図っていくことが必要となっています。

また、国は、人口減少や少子高齢化に的確に対応し、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持していくことを目的として、平成26年11月に地方創生の理念などを定めた「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。さらに令和3年11月からは、地方からデジタルの実装を進め、地域の課題解決と魅力の向上を図る「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた取り組みを強化しています。

区においても、人口に関する課題についての認識を区民と共有するとともに、的確な対応策を講じて、将来にわたり活力ある地域社会を維持・発展させていくために、平成28年3月に「台東区人口ビジョン・総合戦略」を策定しました。

区では、本戦略に基づき、姉妹・友好都市をはじめ、全国各地の自治体の特産品や文化・観光情報を発信する「ふるさと交流ショップ台東」を開設したほか、「特別区全国連携プロジェクト」の一環として、北海道十勝地域及び台東区・墨田区による広域連携事業を進めています。

台東区は、現時点で人口減少といった状況は生じていませんが、国全体の人口動向によっては、人口減少、少子高齢化の急速な進行といった課題に直面する可能性があります。そのため、国全体の活力維持に向けては、台東区もまた、全国の自治体の一つとして、地方とともに成長・発展しながら、地方創生に取り組んでいくことが求められています。

（10）効果的・効率的な行財政運営

国は、令和4年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、社会課題の解決と経済成長を同時に実現していくため、人への投資と分配、DX（デジタル・トランスフォーメーション）※への投資や、包摂社会の実現、多極化・地域活性化の推進などを進めていくとしています。また、令和4年8月に基本方針を閣議決定し、「新型コロナウイルス対策・感染症危機対応」「世界的な物価高騰などのリスクへの対応」「新しい資本主義の実現」「危機管理の徹底」などに注力していくとしています。

区においては、新型コロナウイルス感染症の発生以降、感染症対策に注力してきましたが、令和4年度は、ウクライナ情勢や急速な円安の進行の影響などによる原油価格や物価の高騰に対応するため、緊急的な経済対策を実施しています。

また、子育て支援、高齢者・障害者へのサービスの充実、災害対策の強化、区有施設の保全、デジタル化や脱炭素社会の実現に向けた取り組みなど、様々な行政需要も増大しているところです。

現状において区の財政は一定の対応力を維持しているものの、地方法人課税の一部国税化をはじめとする不合理な税制改正の影響や、海外景気の下振れによるリスクもあり、先行きは不透明かつ不確実な状況にあります。

このような状況の中、一層の歳入確保や管理的経費の縮減、事務事業の検証、公共施設等のファシリティマネジメントなどを進めるほか、産業、観光、防災防犯などの分野で他自治体や民間企業と連携するなど、効果的・効率的であるとともに持続可能な行財政運営に向けた取り組みを推進しています。

区民に最も身近な基礎的自治体である区の責務は、将来にわたり区民の安全安心な生活を守り支えていくことであり、様々な行政課題に的確に対応していくためには、時代の変化や区民ニーズに即した施策を展開し、人材や財源などの限りある資源をより一層、効果的・効率的に活用していくことが必要となっています。

(11) デジタル社会への対応

総務省が令和3年9月に実施した「通信利用動向調査」によると、令和3年8月時点のスマートフォンの保有状況は、世帯の保有割合が86.6%、個人の保有割合が74.3%と、堅調に伸びています。スマートフォンの普及が広がることで、多くの人々にとってインターネットは、いつでもどこでも簡単にアクセスできる身近なものとなりました。

また、5G^{*}やIoT^{*}、AI^{*}をはじめとするデジタル技術の進展により、時間や場所の制約や年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる時代となっています。国は、これらの技術をまちづくりに活用することで、地域課題を解決し、都市活動の効率性の向上を図る「スマートシティ^{*}」の取り組みを進めています。

一方、新型コロナウイルス感染症対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど、行政のデジタル化の遅れが顕在化しました。

このようなデジタル化の遅れに対して迅速に対処するほか、「新たな日常」の原動力として、単なる新技術の導入ではなく、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）^{*}が求められています。

こうした状況の中、国は、社会のデジタル化を強力に進めるため、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔として、令和3年9月にデジタル庁を設立し、東京都も令和3年4月にデジタルサービス局を新設しました。区においても、令和2年4月に情報政策課を新設し、「台東区情報化推進計画」のもと、計画的にデジタル技術の導入・活用に取り組んでいます。

引き続き社会全体の動向を捉えながら、将来にわたって区民の誰もが豊かで快適に暮らすことができ、すべての人がまちの活力や魅力を感じられるよう、デジタル化に取り組んでいく必要があります。



7 SDGsの理念を踏まえた区政の推進

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、わが国など先進国を含む国際社会全体の開発目標として、令和 12 年(2030 年)を期限とする「持続可能な開発目標 (SDGs) ※」が位置付けられました。

SDGs では、持続可能な世界を実現するために、あらゆる場所の貧困をなくすことや、すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育の提供のほか、持続可能な生産消費形態の確保など 17 の目標と、具体的に達成すべき 169 のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、その実現に向けて積極的に取り組むこととしており、令和元年 12 月に改定した「SDGs 実施指針改定版」では、「国内実施、国際協力の両面において、世界を、誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革する」ことをビジョンとし、その達成に向けた取り組みの柱として、特に注力すべき 8 つの優先課題を掲げています。

指針では、地方自治体においては、様々な計画に SDGs の要素を反映すること、官民連携による地域課題の解決を一層推進することが期待されているとしています。

区も世界の都市の一つとして、世界共通の目標である SDGs を踏まえつつ、区民や地域の団体、事業者などと連携を図りながら、子育て、教育、産業、まちづくりなどの各施策に取り組んでいきます。

17 の持続可能な開発目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画の施策と SDGs の目標との関連表

基本目標等	施策名	SDGsの目標		
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を
1 あらゆる世代が輝くまちの実現	施策1 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援			●
	施策2 多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの展開			●
	施策3 配慮を要する子供・若者や家庭への支援	●		●
	施策4 子供の育ちを地域で支える環境づくり			●
	施策5 就学前教育の推進			
	施策6 未来を担う子供を育む教育の推進			
	施策7 児童・生徒の状況に応じた支援の充実			●
	施策8 教育環境の整備と児童・生徒の居場所づくり			
	施策9 生涯学習環境の整備			
	施策10 学習成果の活用促進			
	施策11 スポーツができる場の充実			●
	施策12 誰もがスポーツに親しむ機会の提供			●
2 いつまでも健やかに暮らせるまちの実現	施策13 地域での健康づくりの推進			●
	施策14 食育の推進			●
	施策15 生活習慣病の予防			●
	施策16 がん対策の推進			●
	施策17 こころの健康づくりと自殺予防対策			●
	施策18 安心できる地域医療体制の充実			●
	施策19 健康危機管理の推進			●
	施策20 生活衛生環境の確保			●
	施策21 包摂的に支え合う体制づくり	●		●
	施策22 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進			●
	施策23 高齢者が安心して地域で暮らし続けられる環境づくり			●
	施策24 障害者の地域生活を支える環境づくり			●
	施策25 障害者の自立と社会参加の促進			
	施策26 権利擁護の推進			
	施策27 生活の安定・自立に向けた支援の充実	●	●	
3 活力にあふれ多彩な魅力が実現	施策28 文化資源の保存・継承・活用			
	施策29 文化を創造する人材の支援・育成			
	施策30 文化情報の発信			
	施策31 誰もが文化に親しむ環境づくり			
	施策32 文化の力による産業と観光の振興			
	施策33 産業を支える人材の確保・育成			
	施策34 企業の競争力強化と海外展開支援			
	施策35 ものづくりを支える産業集積の維持・発展			
	施策36 商店街振興による魅力ある地域づくりの推進			
	施策37 多彩な観光魅力の創出			
	施策38 戦略的なプロモーションの展開			
	施策39 誰もが安心して快適に観光できる環境の整備			
	施策40 区民生活と調和する観光の推進			

4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレを 世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤を つくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な 対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての 人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
●	●												
●					●								
●	●			●	●							●	
●													
●													
●						●						●	
●						●	●						
●							●						
●						●							
								●					
						●							
					●	●							
●				●	●	●							
●				●		●						●	
●							●						
●													
●							●						
●	●			●		●							
				●									
				●									
				●									
				●									
				●				●					
				●		●	●						
				●									

基本目標等	施策名	SDGsの目標		
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に 健康と福祉を
4 誰もが誇りが 安全安心で 憧れを抱く まちの 実現	施策41 地域の特性を活かしたまちづくりの推進			
	施策42 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進			
	施策43 多様なニーズに対応した良好な住環境の整備促進			
	施策44 地域の特性を活かした景観の形成			
	施策45 利用しやすい交通ネットワークの整備・充実			●
	施策46 防災まちづくりの推進			
	施策47 家庭や地域における防災対策の推進			
	施策48 避難者・帰宅困難者対策と生活復興対策			
	施策49 地域防犯力の向上と安全安心な消費生活の確保			
	施策50 脱炭素社会の実現			
	施策51 ごみの発生抑制の促進			
	施策52 資源循環の促進			
	施策53 花とみどりを活かした潤いのある環境づくり			●
	施策54 環境配慮行動の促進			
多様な主体と連携した 区政運営の推進	施策55 平和都市の推進			
	施策56 人権の尊重			
	施策57 多文化共生の推進			
	施策58 協働の促進			
	施策59 区政の透明性の向上と区民参画の促進			
	施策60 国内外の都市・地域との連携			
	施策61 効果的・効率的な行財政運営の推進			
	施策62 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進			
	施策63 いきいきと働ける環境づくり			
	施策64 区有施設等の総合的・計画的な管理と活用			

4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレを 世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤を つくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な 対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての 人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
					●		●						
		●			●	●	●						
							●						
					●		●						
					●		●	●					
							●	●					
							●	●					
												●	
			●		●		●	●					
					●		●	●					
●		●			●		●	●	●	●	●		
●												●	
●	●					●						●	
●						●							
													●
							●					●	
								●				●	
	●			●		●						●	
●			●		●		●						

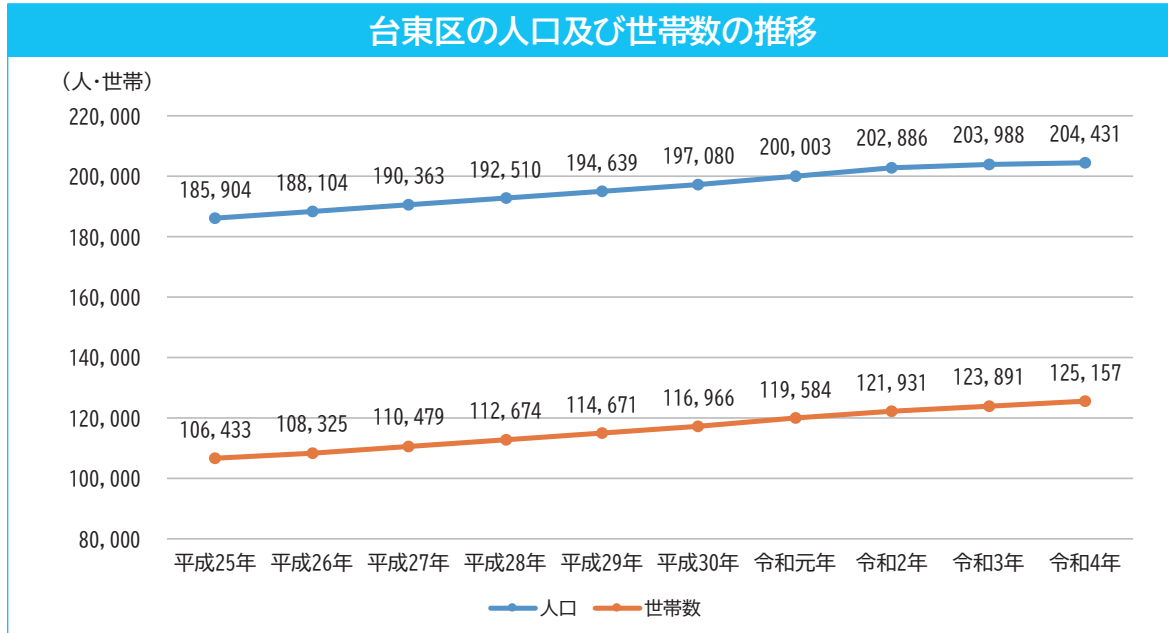


8 人口

(1) 時系列による人口動向

ア 総人口の推移

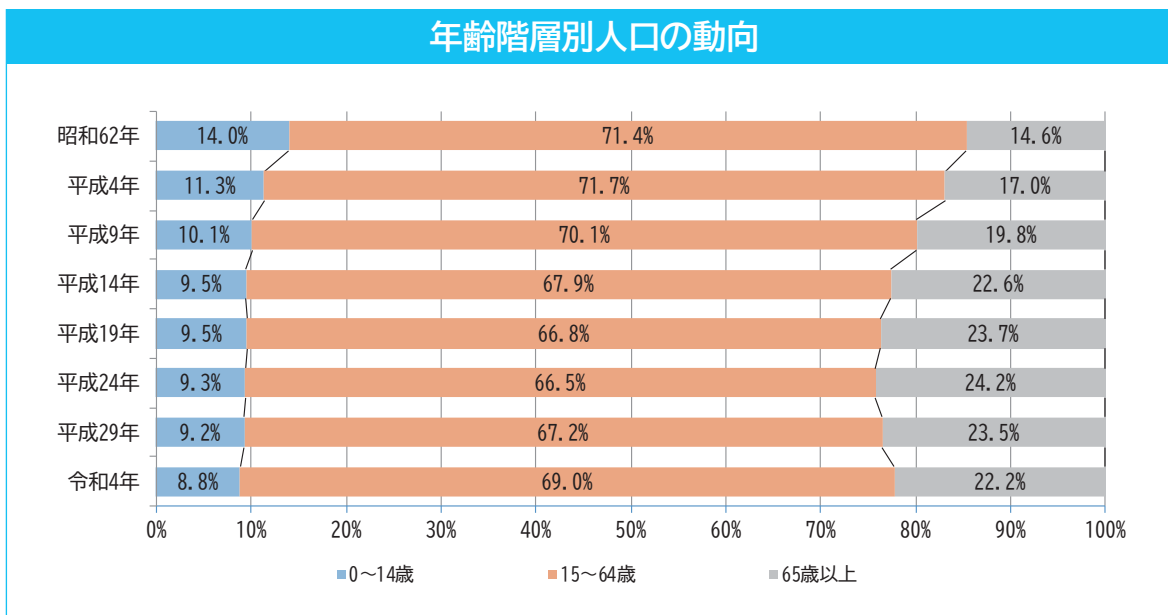
台東区の総人口は近年増加を続け、令和4年4月現在 20万4,431人となっています。



< 出典 > 台東区「住民基本台帳」(各年4月1日現在)

イ 年齢階層別人口の動向

台東区の総人口に占める年少人口(0～14歳)の比率は、平成14年以降、概ね一定の数値で推移しています。また、平成24年から令和4年にかけて、生産年齢人口(15～64歳)比率は増加し、老年人口(65歳以上)比率は減少しています。

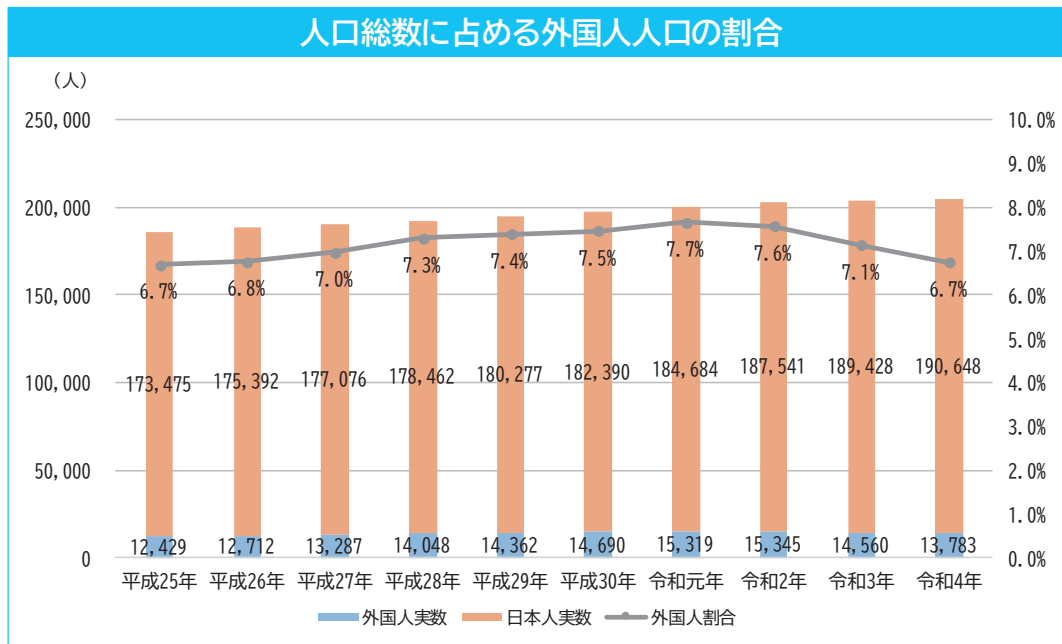


< 出典 > 台東区「住民基本台帳」(各年4月1日現在)

※各区分の数値は四捨五入しているため、内訳の合計と総数は一致しない場合があります。

ウ 人口総数に占める外国人人口の割合

外国人人口の割合は、令和元年まで増加傾向にありましたが、令和2年から減少し、令和4年現在の割合は6.7%となっています。



< 出典 > 台東区「住民基本台帳」(各年4月1日現在)

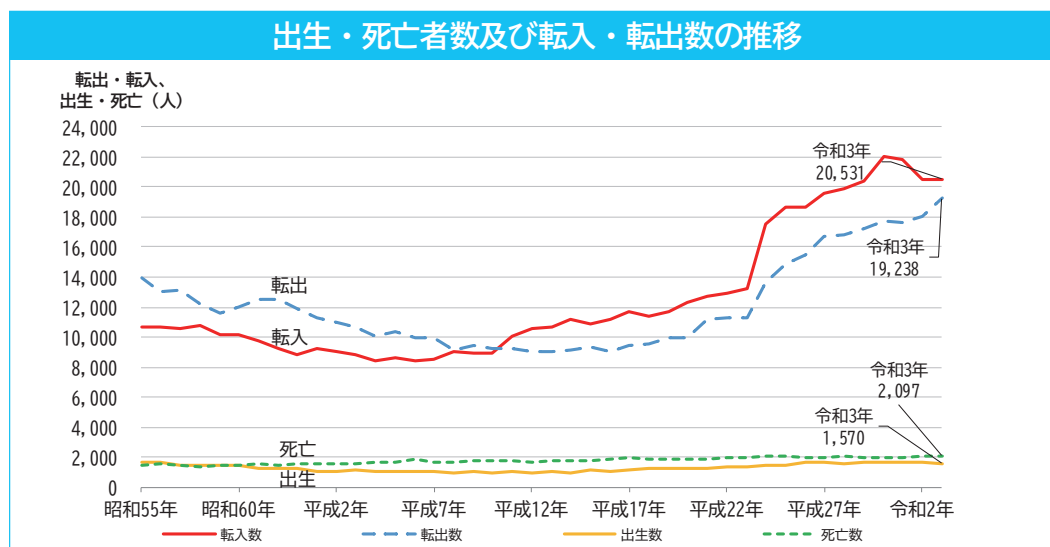
(2) 自然増減・社会増減による人口動向

ア 出生・死亡数及び転入・転出数の推移

出生数は緩やかな減少が続いていたものの、平成 26 年以降 1,600 人程度で推移しており、令和 3 年には、年間で 1,570 人となっています。死亡数は緩やかな増加傾向にあり、昭和 60 年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

転入数は、平成 6 年までは減少傾向にありましたが、以降は増加傾向に転じています。一方、転出数は、平成 16 年を境に、減少傾向から増加傾向に転じています。

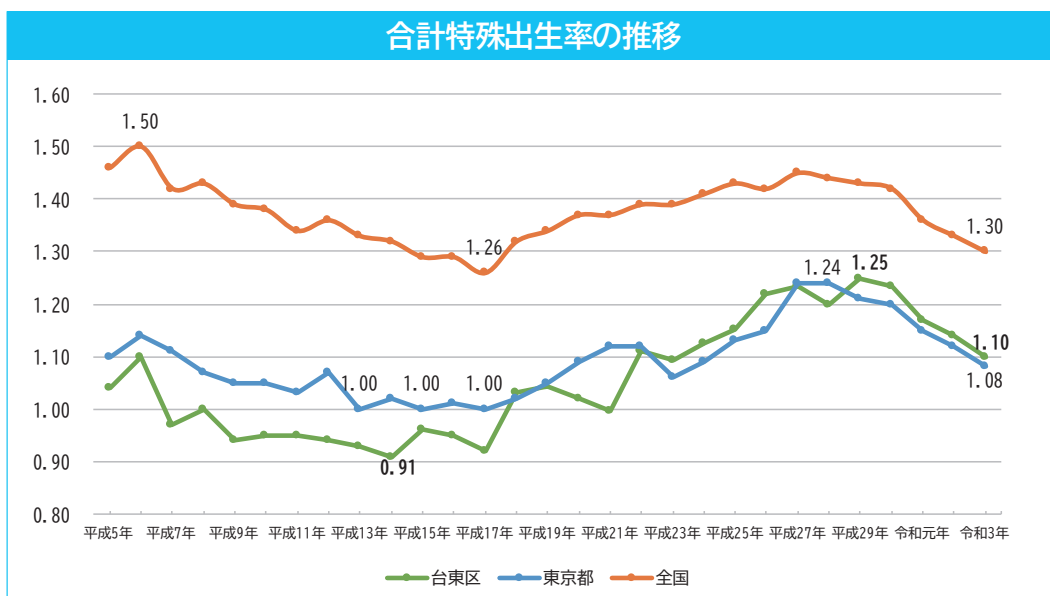
平成 11 年から転入数が転出数を上回り、社会増の状態が続いていますが、令和 2 年以降新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、社会増の幅は減少しています。



<出典>総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
 ※平成 25 年以前は 4 月から翌年 3 月、平成 26 年以降は 1 月から 12 月の間の数値。平成 24 年以降は、外国人含む

イ 合計特殊出生率※

台東区の合計特殊出生率は、平成 17 年まで低下傾向にあり、1.00 を下回る水準で推移していました。その後、上昇傾向に転じ、平成 18 年以降は 1.00 を上回る水準で推移し、令和 3 年は 1.10 となっています。

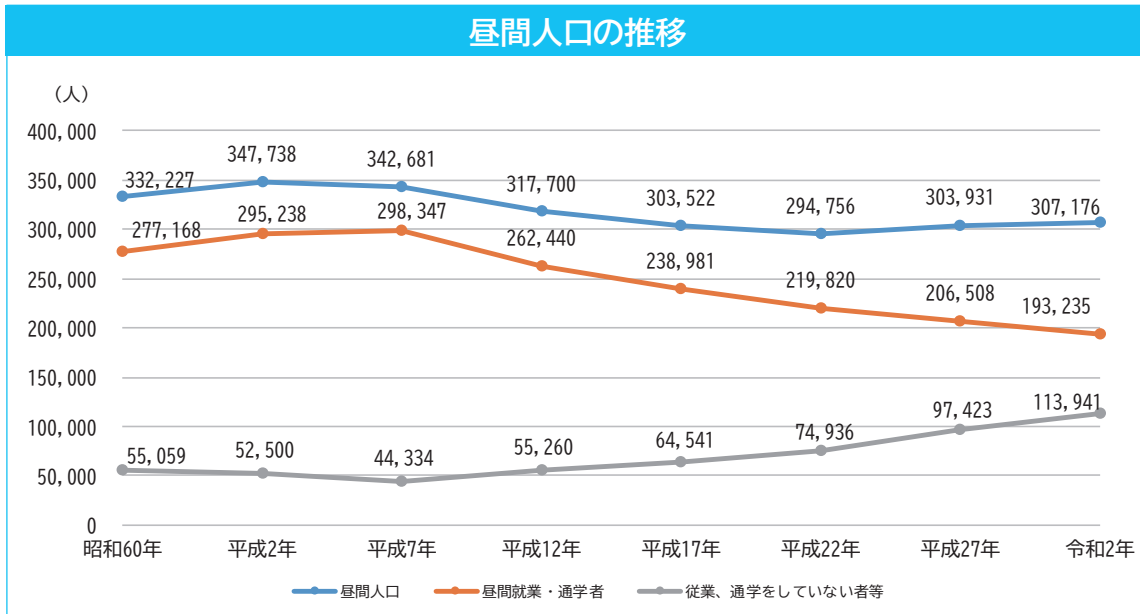


<出典>厚生労働省「人口動態統計」、東京都「人口動態統計」

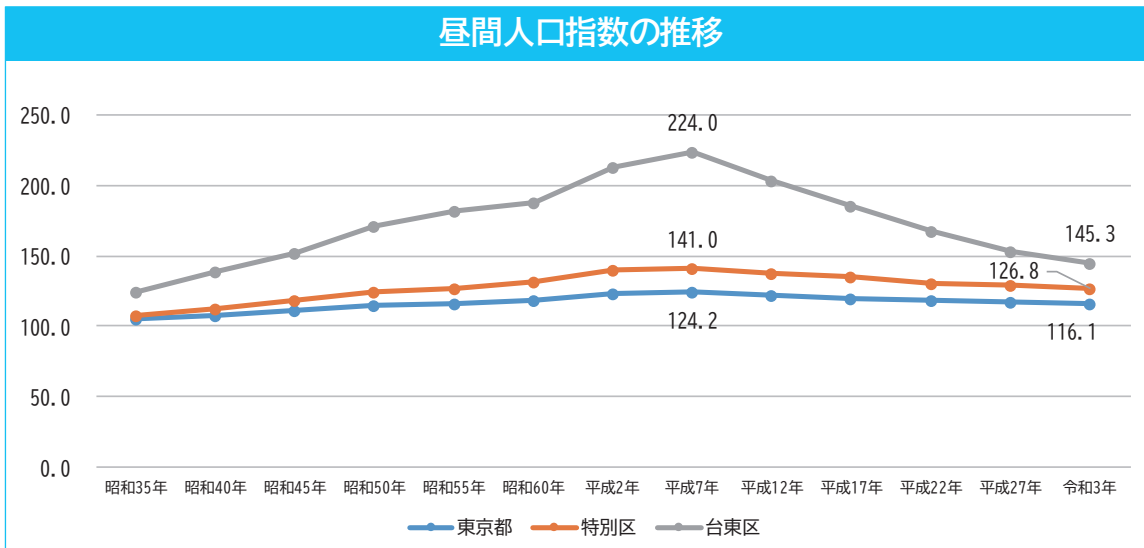
ウ 昼間人口等の状況

台東区の昼間人口は、平成2年をピークに減少傾向にあり、令和2年は30万7,176人となっています。また、昼間就業・通学者数は平成7年をピークに減少を続けています。一方、「従業・通学をしていない者等」は平成7年を境に増加に転じ、令和2年は11万3,941人となっています。

昼間人口指数は、平成7年まで上昇していましたが、以降は低下しています。令和3年は145.3となっており、特別区と東京都との乖離幅は縮小しつつあります。



<出典>総務省「国勢調査」



(注) 昼間人口指数 = (昼間人口 ÷ 夜間人口) × 100
 <出典>東京都「東京都の昼間人口」

(3) 台東区の将来人口推計

ア 推計方法

令和3年4月1日現在の住民基本台帳を基礎資料として、過去10年間の人口動向を基本に、日本人人口については、国の人口推計を公表している国立社会保障・人口問題研究所において採用しているコーホート要因法[※]を用いて推計しました。

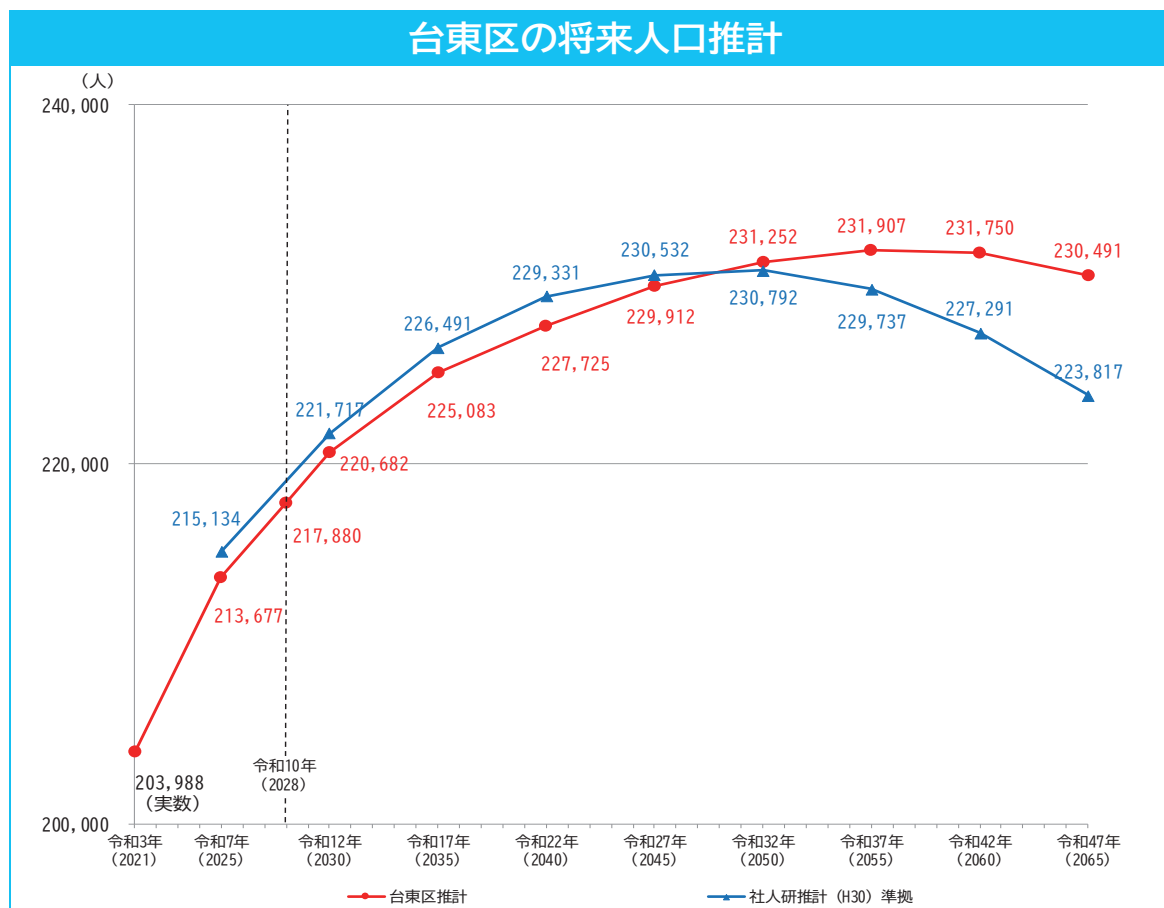
また、外国人人口については、母集団（人口数）が少ないこと、国籍が多様であり生残率・出生率の設定が難しいことから、コーホート変化率法[※]を用いて推計しました。

イ 総人口の将来人口推計結果

計画期間である令和10年（2028年）までは増加を続け、その後もピークとなる令和37年（2055年）まで増加し続けたのち、緩やかに減少していくことが想定されます。

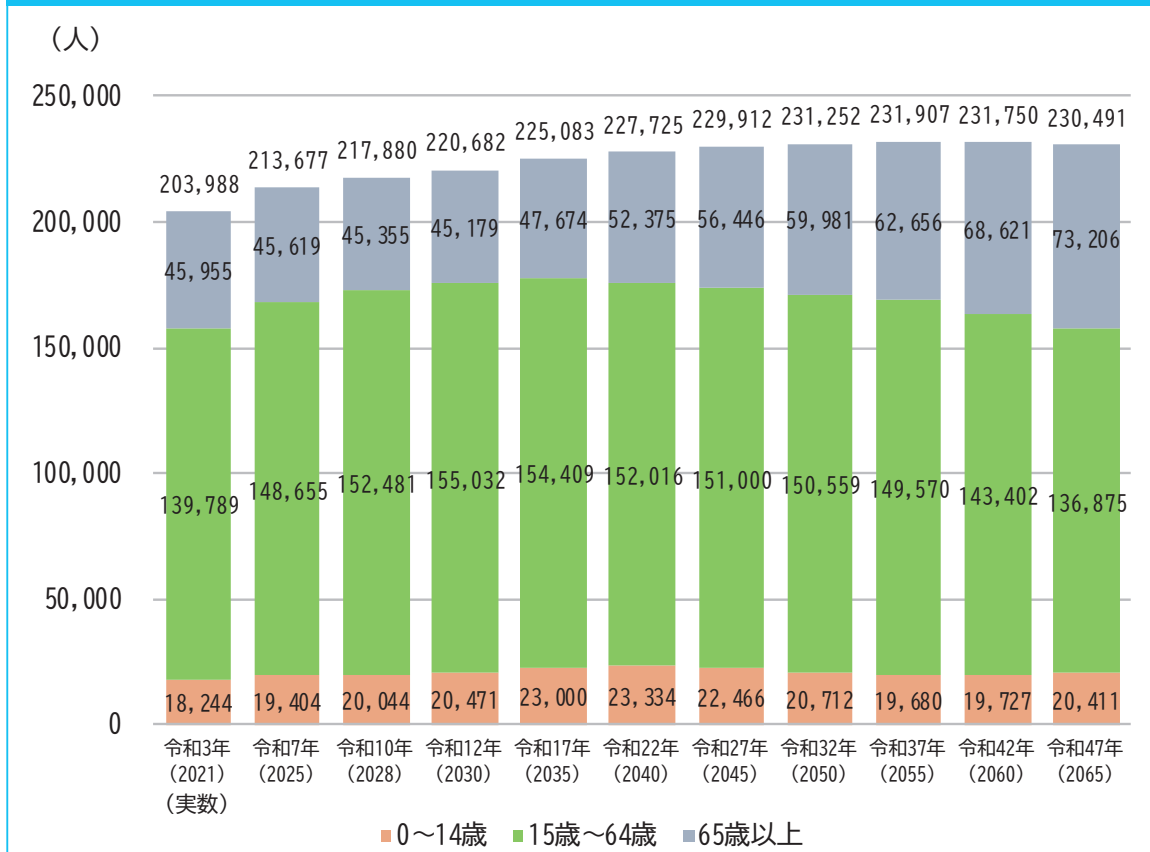
また、その内訳として、年少人口（0～14歳）は令和22年（2040年）まで、生産年齢人口（15歳～64歳）は令和12年（2030年）まで増加したのち減少していく見込みです。一方、老年人口（65歳以上）は令和12年（2030年）まで減少したのち、令和47年（2065年）まで増加していく見込みです。人口に占める比率は推計人口の推移と同様に、年少人口及び生産年齢人口の比率は増加したのち減少傾向に、老年人口の比率は減少したのち増加傾向という推計結果になっています。

推計結果を踏まえ、区は、長期総合計画に定める子育て、まちづくり、産業をはじめとした各分野における施策を着実に推進していきます。また、施策の推進により、将来にわたり活力ある地域社会を持続するため、年齢層や世帯構成などバランスの取れた人口水準の維持・確保を図ります。



<出典>台東区「台東区の将来人口推計」（各年4月1日時点の推計値）

年齢3区分別人口の将来人口推計



	令和3年	令和7年	令和10年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
65歳以上	22.5%	21.3%	20.8%	20.5%	21.2%	23.0%	24.6%	25.9%	27.0%	29.6%	31.8%
15歳~64歳	68.5%	69.6%	70.0%	70.3%	68.6%	66.8%	65.7%	65.1%	64.5%	61.9%	59.4%
0~14歳	8.9%	9.1%	9.2%	9.3%	10.2%	10.2%	9.8%	9.0%	8.5%	8.5%	8.9%

<出典>台東区「台東区の将来人口推計」(各年4月1日時点の推計値)

※各区分の数値は四捨五入しているため、内訳の合計と総数は一致しない場合があります。



(1) 前提条件

推計の期間は、長期総合計画の計画期間である令和5年度から令和10年度までとしました。令和5年度一般会計予算を基礎とし、過去の実績と把握できる限りの今後の動向などから推計を行いました。

また、「台東区の将来人口推計」を反映させるとともに、経済の動向は、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（令和5年1月24日）」におけるベースラインケース※を参考にしました。

そのほか、現行の行財政制度、国庫補助金・都補助金制度を前提としています。

(2) 財政収支推計の考え方

ア 歳入

(ア) 一般財源

①特別区税

現時点で明らかになっている特別区民税における税制改正の影響を踏まえるとともに、「台東区の将来人口推計」や内閣府の試算を参考に推計しました。

②特別区交付金

現行の都区財政調整制度を前提とし、事業実績に伴う算定や内閣府の試算を参考に推計しました。

③その他

地方消費税交付金をはじめとした、その他の一般財源についても、内閣府の試算を参考に推計しました。

(イ) 特定財源

①国都支出金

現行制度を前提とし、歳出経費の見込みに連動させて推計しました。

②特別区債

「台東区公共施設保全計画」において計画されている大規模改修事業やその他の大規模な建設事業のうち、特別区債を発行することが可能な事業について推計しました。

③基金繰入金

全体の収支を均衡させるため、基金からの繰入金を見込みました。

④その他

これまでの実績などにより推計しました。

イ 歳出

(ア) 義務的経費

①人件費

職員給与費などは、「台東区の将来人口推計」における人口の変化や職員構成の変化を勘案して推計しました。また、内閣府の試算を給与水準に反映させています。

②扶助費

これまでの実績の推移とともに、「台東区の将来人口推計」を踏まえて推計しました。

③公債費

既に発行している特別区債の元利償還金に、今後発行を見込んでいる特別区債の元利償還金を加え推計しました。

(イ) 投資的経費

「台東区公共施設保全計画」において計画されている大規模改修事業やその他の大規模な建設事業について推計しました。また、内閣府の試算を参考に物価の変動を反映させています。

(ウ) その他の経費

物件費、補助費等、繰出金など、その他の経費については、これまでの実績とともに、「台東区の将来人口推計」を踏まえて推計しました。また、内閣府の試算を参考に物価の変動を反映させています。

ウ 積立基金と特別区債の残高

(ア) 積立基金の残高

各年度における一般会計への繰入金による残高の減少を反映させています。またこれに加え、予算執行の結果として生じる歳計剰余金を基金に積み立てることとして、残高を推計しました。

(イ) 特別区債の残高

既に発行した特別区債の償還に伴う残高の減少に加え、新たな特別区債の発行及びその償還による残高の変動を推計しました。

(3) 財政計画表

令和5年度から令和10年度の6年間の歳入・歳出総額は7,157億円、令和10年度末の積立基金の残高は328億円、特別区債の残高は244億円となりました。

財政計画表

(単位：億円)

歳 入							
区分		令和5年度～令和7年度		令和8年度～令和10年度		合計	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般財源	特別区税	761	21.8%	783	21.4%	1,544	21.6%
	特別区交付金	897	25.6%	915	25.0%	1,812	25.3%
	その他	239	6.8%	247	6.8%	486	6.8%
	計	1,897	54.2%	1,945	53.2%	3,842	53.7%
特定財源	国都支出金	963	27.5%	992	27.1%	1,955	27.3%
	特別区債	102	2.9%	106	2.9%	208	2.9%
	基金繰入金	257	7.4%	330	9.0%	587	8.2%
	その他	279	8.0%	286	7.8%	565	7.9%
	計	1,601	45.8%	1,714	46.8%	3,315	46.3%
歳入総額		3,498	100.0%	3,659	100.0%	7,157	100.0%

(単位：億円)

歳 出							
区分		令和5年度～令和7年度		令和8年度～令和10年度		合計	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
義務的経費	人件費	578	16.5%	597	16.3%	1,175	16.4%
	扶助費	1,180	33.8%	1,236	33.8%	2,416	33.7%
	公債費	43	1.2%	85	2.3%	128	1.8%
	計	1,801	51.5%	1,918	52.4%	3,719	51.9%
投資的経費		409	11.7%	476	13.0%	885	12.4%
その他の経費		1,288	36.8%	1,265	34.6%	2,553	35.7%
歳出総額		3,498	100.0%	3,659	100.0%	7,157	100.0%

積立基金と特別区債の残高

(単位：億円)

	令和4年度末残高	令和7年度末残高	令和10年度末残高
積立基金の残高	576	490	328
特別区債の残高	173	226	244

※積立基金には、介護給付費準備基金を含みません。